

議案 5

規約変更

旧) 第十三条 (任期)

役員の任期は三年とし、再任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

新) 第十三条 (任期)

役員の任期は二年とし、再任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

本規約は、令和5年度4月1日より施行されるものとする